
平成29年度
教育委員会の事務の
管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

平成29年12月
高知市教育委員会

■ はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、平成20年度から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については、議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。この点検・評価を義務付けた法改正の目的は、それぞれの教育委員会が効果的な教育行政を推進し、市民に対する説明責任を果たしていくことにあります。

高知市教育委員会では、この趣旨を踏まえ、本年度に教育委員会が行った事務を振り返りつつ、検証を重ね、報告書としてまとめました。

本年度の点検・評価につきましては、「学力向上対策」、「不登校対策の推進」、「特別支援教育の充実」の3項目で点検・評価を行うこととしました。

点検・評価の過程を通じ、課題となった事柄については、翌年度以降の施策展開に生かし効果的な教育行政に努めていきたいと考えます。

市民の皆様方には、この報告書をご一読いただき、ご意見をお寄せいただければ幸甚に存じます。

最後になりますが、報告書の作成に当たり貴重な助言をいただいた高知大学教育学部副学部長の岡谷英明氏と元高知市立学校長の副田謙二氏に深く感謝申し上げます。

高知市教育委員会

教育長 横 田 寿 生

《 参 照 》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

■事務の管理及び執行の状況の点検・評価について	1～2
【対象事務1】学力向上対策	3～10
○点検・評価委員の意見・提言への対応	6～9
○個別事務事業の点検・評価シート	
学力向上対策	10
【対象事務2】不登校対策の推進	11～20
○点検・評価委員の意見・提言への対応	13～17
○個別事務事業の点検・評価シート	
児童生徒等自立支援教室運営事業	18
学校カウンセラー推進事業	19
スクールソーシャルワーカー活用事業	20
【対象事務3】特別支援教育の充実	21～27
○点検・評価委員の意見・提言への対応	23～26
○個別事務事業の点検・評価シート	
特別支援教育の充実に係る取組	27
■点検・評価委員からの意見等	28～35

■ 事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、都道府県，市区町村を問わず，全ての教育委員会には，その教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い，その結果に関する報告書を作成して，議会に提出し，また公表することが義務付けられています。

高知市教育委員会では，平成20年度から点検・評価を行い，業務の改善を図っています。

2 対象年度

点検・評価の対象となる年度については，前年度又は当年度のいずれでもよいとされています。高知市教育委員会では，この点検・評価を単なる評価にとどまらせることなく，「計画」－「実施」－「評価」－「見直し」の一連の業務サイクルとして捉え，事務の改善につなげ，次年度の施策に反映させるため，対象年度を当該年度分とし，点検・評価を行いました。

3 項 目

点検・評価を行う項目については，全ての事務に対して行うことは難しいため，平成29年度の教育施策の重点課題として「学力向上対策」，「不登校対策の推進」，「特別支援教育の充実」の3項目の点検・評価を行うこととしました。

その他の事業については，翌年の市議会9月定例会に決算の認定議案と併せて提出している主要施策成果報告書を基にご意見をいただきたいと考えています。

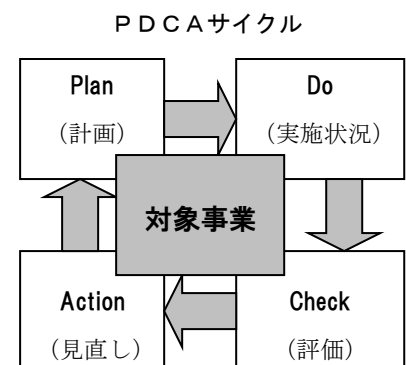
4 点検・評価の方法

(1) 概要

点検・評価の方法は，対象項目をそれぞれの事業レベルにまで分け，事業の成果や課題を挙げて，達成度と方向性を評価しました。

具体的には，各事業の達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階（別表①参照）で評価することとし，各事業の方向性を「a」，「b」，「c」の3段階（別表②参照）で評価することとしました。

この事業ごとの評価結果を基に，改めて点検・評価対象事務の取組全体を評価（別表③参照）し，翌年度への見直しにつなげることをとしています。



別表① 「各事業の達成度」

達成度	定性的内容	定量的内容
AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。	達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
A	目標を上回る成果を挙げている。	達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。	ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を挙げた。
C	目標どおりの成果に至らない見通しである。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

別表② 「各事業の方向性」

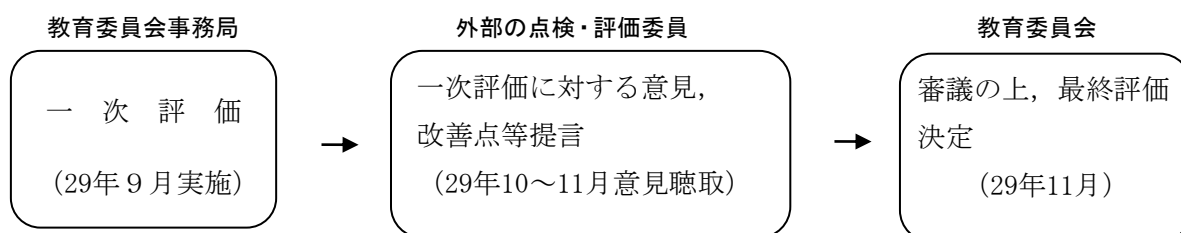
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	事業の抜本的な見直しが必要である。

別表③ 「点検・評価対象事務の全体評価」

内 容
対象事務の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
対象事務の各事業の進捗に遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
対象事務の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。

(2) 具体的な点検・評価の手順

点検・評価の手順は、まず教育委員会の事務局において、個別の事務事業について一次評価を行いました。この一次評価を基に、外部の点検・評価委員2名からの意見や提言を踏まえ、教育委員会が最終評価を決定しました。



(3) 点検・評価委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、下記の2名の方に事務の点検・評価委員をお願いしました。

いただいた意見等は28ページ以降に掲載しています。

氏 名	役 職 等
岡 谷 英 明	高知大学教育学部副学部長
副 田 謙 二	元高知市立学校長

学力向上対策

本市では、全国学力・学習状況調査の初年度である平成19年度の調査結果を受け、平成20年度を「授業改革元年」とし、平成24年度からは「学力対策第二ステージ」と位置付け、学力対策と生徒指導対策を両輪として、学力向上に取り組んできた。

「学力向上対策」については、平成20年度から平成24年度までの間、教育委員会事務の点検・評価の項目として取り上げ、平成25年度には学力向上対策の重点的な取組として、「高知チャレンジ塾における学習支援の充実」と、「就学前教育の推進」の2項目に絞って点検・評価を行った。

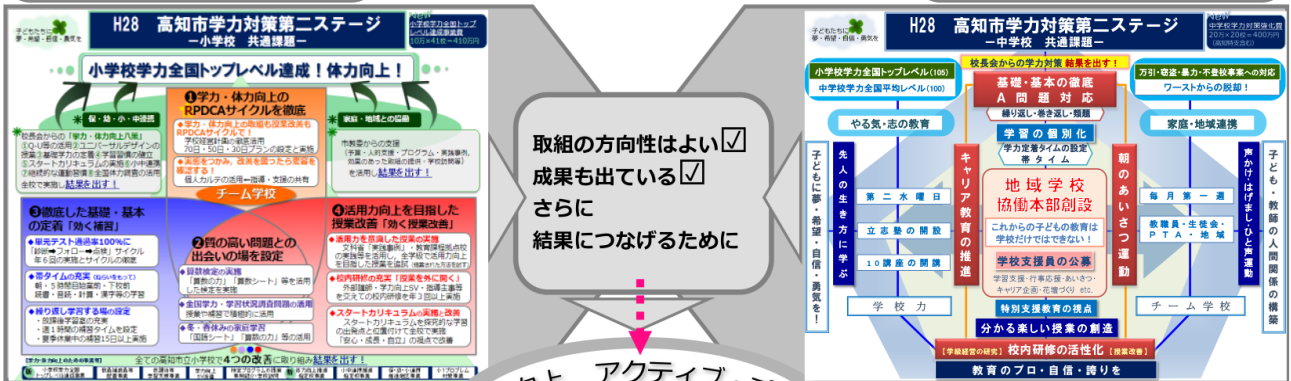
また、平成27・28年度においては、これまで点検・評価において「学力向上対策」事業の一つとしていた「幼児期の教育と小学校教育の連携」を重点的な取組として特化し、「保幼小連携教育の推進」について点検・評価を行った。

本年度が「学力対策第二ステージ」の最終年度になることから、これまでの取組を確かなものとするために、本年度からの4年間「学力向上アクティブ・プラン」を実施し、次期学習指導要領に対応した教育課程の編成と学習指導方法の工夫改善を図るとともに、全国学力・学習状況調査において、本市が目標としてきた小学校全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校全国平均レベル（全国平均正答率比100）の実現に向けて、更なる学力向上を目指した取組を進めているところである。

学力向上 *Active* アクティブ・プラン

H28年度 小学校における学力向上対策

H28年度 中学校における学力向上対策



取組の方向性はよい
成果も出ている
さらに
結果につなげるために

学力向上 アクティブ・プラン H29~H32 3つのアクティブ

今ある事業の精度を高め、一つ一つの取組を **アクティブ**（機能的）に！

状況に応じた提案をし、学校の取組を **アクティブ**（主体的・組織的）に！

主体的・対話的で深い学びを実現するために、授業を **アクティブ**（活性化するように）に！

Active 1

各事業の RPDCA サイクルをまわす

取組の方向性はよく、成果も出ている。さらに結果につなげるために次の4点を通して改善を図る。

- ①「これだけは全小・中学校で共通して取り組む」内容について、学力向上プロジェクトチームの学校訪問で進捗管理
- ②授業アイデア例の配付と指導主事等の模擬授業
- ③学年末の「学び直しの場」を設定
- ④単元テストを活用した個人カルテ・検定の導入

Active 2

各校の状況分析と必要な手立ての提案をする

学力向上総括専門官を招聘し、指導主事等と訪問指導を行うことにより、各校の状況分析と必要な手立てを提案する。特に、算数・数学を核とした授業改善を推進し、その成果を全体に普及することで、学力の向上につなげる。

- H29 新 算数・数学授業改善推進事業

Active 3

学習指導要領改訂に向けて教育課程を見直す

本市の課題のうち、【学びに向かう力】・【新しい教育課程の理解と共有】については、これまで事業として十分な取組ができていなかった。子どもたちに新しい時代を切り開いていく資質・能力を育むためにも、次期学習指導要領の理解と実践のためにも、これらの課題に対して新規事業を立ち上げ取り組むことが求められる。

- H29 新（年3回）新教育課程に特化した研修
- H29 新（4小・1中）カリキュラム・マネジメントモデル事業

1 計 画

(1) 目標

全国学力・学習状況調査において、小学校全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校全国平均レベル（全国平均正答率比100）を目標とし、平成24年度から学力対策第二ステージに取り組んできた。本年度が学力対策第二ステージの最終年度になることから、これまでの取組を確かなものとするために、本年度からの4年間「学力向上アクティブ・プラン」を実施し、次期学習指導要領に対応した教育課程の編成と学習指導方法の工夫改善を図るとともに、目標の実現に向けて取組を強化し、更なる学力向上を目指す。

(2) 目標設定の理由

「学力対策第二ステージ」の取組により、同調査において小学生の学力は全国平均以上の結果を維持し、中学生は全国との差が年々縮小しつつあるという成果が明らかになっている。また、学習習慣が定着した生徒が確実に増えており、学習習慣確立への取組が、中学校の学力の伸びにつながっている。同調査結果から一定の成果が出ていることから、これまでの学力対策を土台としつつ、更なる取組の質を高めていくために上記の目標を設定する。

(3) 対象事務の現状、課題等

同調査において、小学校では過去4年間、全国平均以上の結果を維持してきた。一方、中学校では平成19年度の調査開始以来、全国平均に達していない状況が続き、ここ数年間、いわゆる「踊り場」状態にあったが、国語・数学ともに全国平均との差を縮めており、「踊り場」から脱する機運が感じられる。しかしながら、平成28年度の同調査においては、数学において全国平均7.7ポイント下回っている状況があり、更なる数学への取組は必要である。また、小・中学校ともに活用問題のB問題において課題があり、思考力・判断力・表現力等を育成するよう、更に授業改善を進めていく必要がある。

2 実施状況（平成29年度）

■平成29年度学力向上対策における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
学力向上アクティブ・プラン	B	b

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成29年度）

評 価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

小・中学校ともに活用問題において課題があり、思考力・判断力・表現力等を育成するよう、更に授業改善を進めていく必要がある。また、次期学習指導要領において、「育成を目指す資質・能力」として、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」が示されており、こうした資質・能力を育成することを念頭においた授業改善は、本市の課題に即していると考えられる。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

学習習慣の確立や基礎学力の定着、思考力・判断力・表現力等の育成等、本市の学力向上における課題への対策として、様々な事業を行ってきた。その結果、学校が活用できる事業や教材等は充実してきている。学力向上の鍵は授業改善に他ならず、子どもたちの学びに向かう力や思考力・判断力・表現力等を高めていくには、授業での学びの質の高まりや深まりが不可欠である。そのため、「質の高い問題」との出会いの場の設定や、活用力向上を目指した授業改善により、各学校において探究的な学びを創造していくことが求められている。

また、教員の大量退職の時代を迎え、学校内における教員の年齢構成のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となっている。

(2) 改善策の検討

全国学力・学習状況調査からも一定の成果が出ていることから、これまでの学力対策の方向性は良いと判断している。学力対策第二ステージの最終年度を迎え、更なる結果につなげるためには、次期学習指導要領等において示された「主体的、対話的で深い学び」に向けた授業改善や、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立等、新しい学習指導要領等の理念の実現が求められている。

本年度より実施している「学力向上アクティブ・プラン」は、これまでの取組を継承しつつ、より実効性のある取組となるように、「学びに向かう力の育成」や「新しい教育課程の理解と共有」等を柱としている。今後は、子どもたちが実社会で使える力を獲得し、学んだことをいかしながら新たな課題に挑戦するといった「学びに向かう力」の育成に向けた授業改善を進めていきたいと考えている。また、本市においても教員の大量退職により、教員の世代交代が一層進むことで、若年教員の育成が喫緊の課題となっている。

今後の改善策として、学力調査結果や学力向上の取組を基に、諸条件により成果が出にくい学校等に、教科指導等において専門性のある外部講師や、指導主事等を本年度と同様、引き続き集中派遣することにより、各校の状況分析と必要な手立てを提案する。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

◆ 学力向上対策

評価委員からは、「学力向上アクティブ・プランは、個々の児童生徒を丁寧に支援していくというもので、個人で異なるつまずきを発見し、その知識構成を整序していくという現代の学習指導理論に適った方法を採用している。」「次期学習指導要領で提唱されている『主体的、対話的で深い学び』を念頭に置きながらも、そうした学びが実現するために必要な確かな学力の形成に力を入れている。」など、本市がこれまで進めてきた学力向上対策を評価していただいた。

以下、いただいた7つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 個人カルテの活用（例：児童生徒の学習におけるつまずきについて、具体的な指導方法を教員へ提示する際に使用）

【提言①に対応する取組】

個人カルテは、児童生徒一人一人のつまずきを把握することができ、進級や進学の際に次の学年や中学校まで引き継ぐことができる。そのため、小・中学校9年間の結果を元に、領域別・問題別に定着が図れていない内容等について、手立てを講じることができる。

教育委員会においては、これまでも全国学力・学習状況調査等に係る結果の分析や課題への効果的な手立てについて、各学校へ指導・助言を行ってきた。このカルテを活用することで、児童生徒一人一人の課題に応じた手立てや効果的な支援、小・中学校9年間を通した指導方法について各学校に提案できると考える。

今後においては、個人カルテを活用し、児童生徒のつまずきに対して、どのような教材を使って、どのように指導するのかといった具体的な指導方法についても各学校に提示していきたいと考える。

提言② 個人カルテに基づいた指導計画並びに指導方法と放課後学習支援との連携

【提言②に対応する取組】

個人カルテを基に作成した児童生徒一人一人の処方箋である指導計画や指導方法を放課後学習支援等と連携させることで、これまで以上に効果的な学習支援を行うことができると考える。

個人カルテの有効活用の一例として、放課後学習支援員等、児童生徒の学習支援に関わる職員及び教員とが、個人カルテを基に作成した指導計画や指導方法を共有し、指導にあたることを各学校に紹介していきたいと考える。

提言③ 学びそのものを魅力的にする観点にたった、管理職や教員が次期学習指導要領について真に理解できる研修の実施

【提言③に対応する取組】

次期学習指導要領において、「育成を目指す資質・能力」として、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」が示されており、こうした資質・能力を育成することを念頭においた授業改善が求められている。「学びに向かう力」の育成は、本市における喫緊の課題でもある。

本年度は、小・中学校において次期学習指導要領の周知・徹底の年となっており、教育委員会において、毎月の定例校長会で、また、夏季休業中の8月には教頭や主幹教諭、指導教諭、教務主任を対象とし、次期学習指導要領の趣旨を周知する研修を実施した。

次年度に向けては、現在作成中の「(仮称)分かる楽しい授業のために」や県教育委員会作成の「高知県授業づくり Basic ガイドブック」等を活用し、各学校における次期学習指導要領の趣旨等を踏まえた取組を進めていく。

提言④ モデルとなる次期学習指導要領研修実施校の県民・市民への周知

【提言④に対応する取組】

次期学習指導要領の理念の実現に向け、本市ではカリキュラム・マネジメント研究モデル校の5校（初月小、大津小、介良潮見台小、春野西小、大津中）や、教育課程拠点校の4校（潮江東小、昭和小、高須小、泉野小）等において、先進的に次期学習指導要領を具現化する取組が進められている。

研究モデル校等の取組を県民・市民に周知することは、大変に意義のあることだと考えており、本市の広報「あかるいまち」やホームページ等に掲載し、広く取組を発信することを検討していく。

新規 Active 3 カリキュラム・マネジメントモデル事業

学校教育課

◆現状・課題 ◆事業の概要 ◆事業の目的

学校が抱えている教育課程(カリキュラム)上の課題

- 教科書単元の配列表を教育課程として多く作成した後はあまり活用されていない。意識化
- 一人一人の教員が授業をし、単独で振り返りを行うことが多く、組織的な教育課程の見直しできていない。組織化
- 教育課程には様々な内容を盛り込むことが求められているが、授業時間は限られているので工夫が必要。教科横断
- 授業改善が1時間の授業を対象に検討されることが多く、単元や教育課程レベルの改善につながらない。単元レベル

マネジメントの視点が必要

各校において、カリキュラムを計画するだけでなく、適切に実施し、子どもに育成したい学力をつけているためにカリキュラム・マネジメントの充実を図る。4小学校・1中学校をモデル校とする予定。

カリキュラムの編成・実施と検証を主たる手段として、学校の課題を解決し、教育目標を達成するためのカリキュラム・マネジメントモデルを創る。

次期学習指導要領においては、資質・能力の育成をめざしたカリキュラム・マネジメントの充実が強く求められている。カリキュラム・マネジメント3つのポイント

①教科横断的な視点で内容を組織的に配列する。
②PDCAサイクルを回す。
③学校内外の資源を活用する。

中
小
小
小
モデル校5校

高知市全体に発信

◆カリキュラム・マネジメントとは？
教育課程とも言う「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。」『学習指導要領解説総則編』から

◆カリキュラム・マネジメントとは？
カリキュラムを主たる手段として学校の課題を解決し、教育目標を達成していく営み。『カリキュラム・マネジメント—学方向上へのアクションプラン—』田村知子著から

育成すべき資質・能力の三つの柱
人間的
社会的
職業的

育成すべき資質・能力の三つの柱
知識・技能
思考力・判断力・表現力
学びに向かう力・人間性等

◆実施内容

カリキュラム・マネジメントの理解
◇次期学習指導要領総則の活用
◇文部科学省調査官等を招聘しての研修
◇カリキュラム・マネジメント先進校との情報交流

カリキュラム・デザイン
◇教育目標・内容・方法を、カリキュラム(全体計画・年間指導計画・時間割・単元指導計画・週案等)として組織化

カリキュラム・マネジメントの実施
◇カリキュラム・マネジメントが継続的に実施できるようにするための体制づくり

意識化のための研修
見える化の提案
カリキュラム作成支援
取組の中間検証
有効な手立ての共有化
取組のまとめ
連絡協議会
マネジメントモデルを発信

達成すべきレベル

◆カリキュラム・マネジメントは、PDCAサイクルで見直しつつ改善していく必要がある。そこで、初年度はまず、今あるカリキュラム全般を見直し、マネジメントの視点で構造化する。(全国学力・学習状況調査学校質問紙結果も活用)

市教委の取組

提言⑤ 小学校低学年の段階で基礎的、基本的な学習を定着させる。

【提言⑤に対応する取組】

学力向上においては、小学校低学年からの学習内容の定着が重要である。特に、小学校の低学年段階における学習内容の定着は、子どもたちのその後の学習に大きく影響するものと考える。

本市においては、「小1プロブレム」を防ぐために「スタートカリキュラム」等の幼児期の教育と小学校教育を滑らかに接続するための教育課程を示す等、保・幼・小連携の取組を進めている。取組により、「小1プロブレム」の発生率は調査開始の平成23年度から年々減少し、平成28年度においては発生率が0%であった。今後においても、保・幼・小連携の取組を推進していきたい。

また、少人数学級編制の実施についても、児童の学力定着及び向上への重要な施策だと考えている。これまでも市教育委員会では、県教育委員会に少人数学級編制の継続と学年の引上げについて、要求してきたところである。今後においても、少人数学級編制の継続と学年の引上げについては、県教育委員会に要求していく。

No. 98

C-2-8-1
保・幼・小連携推進地区事業

学校教育課

◆ 現状・課題

スタートカリキュラムの成果(27年度)

スタートカリキュラム実施率は、100%
↓
今後は質の向上のための視点を示すことが必要。

園から小への接続の取組は、情報交換が多い。アプローチカリキュラムでつなぐ取組は少しずつ進んでいるが、まだあまり広がっていない。

◆ 事業の概要

20小学校区を連携推進地区として指定し、「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」で提案した「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」取組を進め、その先進事例を、保・幼・小連携研修会やパンフレットをととして、高知市全体に広げていく。

◆ 事業の目的

幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の充実をめざし、各小学校区における保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校の教職員が、子どもの学びと育ちの連続性に視点をあてた連携を推進する。

期待される効果

20小学校区における連携プログラムの取組の充実。特に接続期カリキュラムの実践を進めることで、幼児教育と小学校教育の滑らかな接続が可能となり、接続期の課題に対応することができる。さらに、こうした質の高い連携や接続の取組を発信することにより、他の校区にも広がる。

◆ 実施内容

【方策1】人をつなぐ

- ◇ 園児と児童の交流
- ◇ 保・幼・小の行事への参加
- ◇ 保護者への働きかけ

【方策2】組織をつなぐ

- ◇ 保・幼・小連携研修会
- ◇ 就学児への適切な支援等に関する情報交換・関係機関との連携

【方策3】教育をつなぐ

- ◇ 入学前「アプローチカリキュラム」の実践
- ◇ 小学校入学期「スタートカリキュラム」の実践と改善

達成すべきレベル

- ◆ 推進地区の連携プログラム実施率を年度末までに100%にする。
- ◆ 小学校のスタートカリキュラム実施率(29年度)を100%とし、さらに質の向上を図る。

実態等調査 推進地区の学校・園訪問 推進地区の重点支援 推進地区の連絡協議会 推進地区の重点支援 取組のまとめ 保・幼・小連携研修会 パンフレット作成・発信

市教委の取組

提言⑥ 教員の指導力向上のため、部活動の在り方（外部人材の活用、部活動時間の短縮等）の検討や若年教員を指導する教員を配置する。

【提言⑥に対応する取組】

全国的にも「学校現場における業務改善」が求められており、本市においても喫緊の課題である。本市においては「学校現場における業務改善加速事業」の研究モデル校として3中学校を指定し、その中で「部活動の在り方」についても研究を進めている。研究モデル校の取組を全市的に広げ、学校現場における業務改善を進めていきたいと考えている。

また、教員の大量退職・大量採用に伴い、世代交代が加速する中、若年教員も年々増加しており、人材育成は大きな課題となっている。現在、高知市立学校の若年教員の育成に関わっては、特に初任者研修や初任者研修指導教員研修会において、学校教育課の学力向上推進員と人権・こども支援課の生徒指導スーパーバイザーの双方が研修講師として指導・助言を行っている。

今後においても、教育委員会の関係所課が連携して、学校を支援していきたいと考えている。

提言⑦ 学校教育の充実に向けた環境整備

【提言⑦に対応する取組】

学校教育の充実に向けて環境整備を行うことは重要であると考えている。

本市の財政状況は依然として厳しい状態ではあるが、学校配当予算の増額や補助員・支援員等の増員が可能となるよう予算要求をしていきたい。

また、小・中学校の教職員数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、県教育委員会が学校の学級数に応じて配置する教職員数の基準を定めている。その基準以上の加配教員の配置については、各学校の実態や要望、加配教員活用計画書等に基づいて県教育委員会が行うため、小学校への専科制導入のための加配教員の配置についても、県教育委員会に強く要望していく。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 学力向上対策 】

事業名	学力向上アクティブ・プラン		担当課	学校教育課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 小・中・義務教育学校における取組を、個々の実態に応じて機能的・主体的・組織的に実施するための支援を行うとともに、学習指導要領改訂に向けての授業づくり、教育課程の研究を行うことで、学力向上を図ることを目的とする。			
	【事業の概要】 ① 児童生徒の算数・数学の学習において、「単元テスト」を活用した個人カルテ等の導入により、定着が十分でない箇所を明確にし、個別の支援につなげることで、学力定着に課題がある児童生徒の割合を減少させる。 ② 小・中・義務教育学校に算数・数学に関する外部講師、学力向上総括専門官等を集中的に派遣することで、教科指導の充実を図るとともに、指導上の課題を解決していく。 ③ 新しい学習指導要領やカリキュラム・マネジメントに関する研究を行うとともに各校の課題に即したカリキュラムのモデルを作成・実施し、高知市立学校に発信する。			
	【達成すべきレベル】 全国学力・学習状況調査 全国平均正答率比：小学校 国語・算数 105 (H29：国語 98.5 算数 101.5) 中学校 国語・数学 100 (H29：国語 90.5 数学 86.5)			
2 成果	全国学力・学習状況調査 (全国平均正答率との差) 小学校 算数 (H28：+0.8 → H29：+1.4) 中学校 数学 (H28：-7.7 → H29：-7.6)			
3 課題等	小・中学校ともに活用問題において課題があり、思考力・判断力・表現力等を育成するよう、更に授業改善を進めていく必要がある。また、次期学習指導要領において、「育成を目指す資質・能力」として、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」が示されており、こうした資質・能力を育成することを念頭にいた授業改善は、本市の課題に即していると考えられる。			
4 改善策の検討	全国学力・学習状況調査からも一定の成果が出ていることから、これまでの学力対策の方向性は良いと判断している。学力対策第二ステージの最終年度を迎え、更なる結果につなげるためには、次期学習指導要領等において示された「主体的、対話的で深い学び」に向けた授業改善や、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立等、新しい学習指導要領等の理念の実現が求められている。 本年度より実施している「学力向上アクティブ・プラン」は、これまでの取組を継承しつつ、より実効性のある取組となるように、「学びに向かう力の育成」や「新しい教育課程の理解と共有」等を柱としている。今後は、子どもたちが実社会で使える力を獲得し、学んだことをいかしながら新たな課題に挑戦するといった「学びに向かう力」の育成に向けた授業改善を進めていきたいと考えている。また、本市においても教員の大量退職により、教員の世代交代が一層進むことで、若年教員の育成が喫緊の課題となっている。 今後の改善策として、学力調査結果や学力向上の取組を基に、諸条件により成果が出にくい学校等に、教科指導等において専門性のある外部講師や、指導主事等を本年度と同様、引き続き集中派遣することにより、各校の状況分析と必要な手立てを提案する。			
5 評価	達成度	方向性	評 価 内 容	小・中学校ともに活用問題において課題があり、特に思考力・判断力・表現力等を育成するよう、更に授業改善が求められる。中学校では、国語・数学の知識・技能の定着を図る必要がある。
	B	b		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

不登校対策の推進

児童生徒が安心して成長するために学びの場を確保し、予防的・組織的な取組とともに個々の状況に応じた支援の充実を図っていく。「遊び・非行」型の子どもたちの居場所づくりと学校復帰、進路保障のための支援を行う児童生徒等自立支援教室運営事業、学校全体の教育相談機能を充実させ、不登校や問題行動等の未然防止、早期対応・早期解決を図る学校カウンセラー^{注1}推進事業、子どもたちを取り巻く環境を調整することで、子どもたちが抱える問題の改善をめざすスクールソーシャルワーカー^{注2}活用事業などの取組を行っていく。

1 計 画

(1) 目標

子どもたちの社会的自立を目指して、一人一人が将来への夢・希望・志を持つことができ、全ての子どもに学びの場が確保されるよう、予防的な取組とともに子どもたちの状況に応じた支援の充実を図ることで、長期欠席者数を小学校等190名以下、中学校等400名以下に、不登校の出現率を、小学校等0.4%以下、中学校等4.2%以下にすることを旨とする。

(2) 目標設定の理由

本市における長期欠席及び不登校の出現率は、全国比でも厳しい状況が続いている。子どもたちを取り巻く環境の改善や教育相談機能の充実、また、多様な教育の機会を保障することにより、本市の不登校出現率の減少を図るために設定した。

(3) 対象事務の現状、課題等

スクールカウンセラー^{注3}の全校配置をはじめ、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の整備や、子どもを取り巻く環境の改善を図るとともに、自立支援教室等、多様な教育の場の整備を行っている。

平成29年度7月末現在で、長期欠席児童生徒数は、小学校等で51名、中学校等で194名と合わせて、前年同期比では29名の減少となっている。

一方、学校と家庭、関係機関等の円滑な連携が構築できず、子どもの安定につながらないケースや、相談、訪問などの回数や時間が十分でなく、社会的自立につながらないケースがある。

2 実施状況（平成29年度）

■平成29年度不登校対策の推進における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
児童生徒等自立支援教室運営事業	B	a
学校カウンセラー推進事業	B	a
スクールソーシャルワーカー活用事業	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成29年度）

評 価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

事業の方向性は間違っていないので、事業の実施体制の調整を図り、効果的に推進できるよう工夫を行うことで、様々な背景を持つ児童生徒及び保護者等に対応していく。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

- 安定、継続した通所が困難な背景には、家庭内の親子関係に課題がある場合が多く、親子関係の改善を目指して、児童生徒へのケアリングと保護者への支援を更に充実させる。
- 学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの需要は年々増加し、より高い専門性が求められおり、研修会や連絡協議会等を通じた資質向上を図ることが必須である。また、学校が効果的にそれらを活用し、支援を必要とする子どもや保護者へ、学校からの円滑なつながりが行えるようにするために、支援体制整備と充実を図ることが必要である。
- 外部人材や関係機関とより良い連携を図るための時間確保や場の設定等をしていく必要がある。

(2) 改善策の検討

- 家庭内の親子関係を改善することができるように、支援や相談活動を強化する。
- 面接やケース会を密にし、児童生徒の個々に合わせた目標や支援内容、支援期間等を設定し、学校や関係機関との情報の共有化を図る。
- 街頭指導の際の声がけなどの関わりを通して人間関係を構築し、自立支援教室通所へつなげる。
- 学校カウンセラースーパーバイザー^{注4}による個別事例の検証、相談指導等を行い、学校カウンセラーの資質向上を図る。
- 定期的な支援会の中で、スクールソーシャルワーカーの効果的な支援について学校と共有する。
- 不登校の児童生徒理解を深め、予防的取組を進めるために、外部専門家や関係機関等と学校が、チーム学校として組織的に連携し合えるように調整を図る。

注

1) 学校カウンセラー

教育相談に関して専門的な知識・経験を有する者等、高知市教育委員会が認める者

2) スクールソーシャルワーカー

社会福祉士、精神保健福祉士又は教育、福祉の分野において活動実績のある者等、高知市教育委員会が認める者

3) スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医及び大学等で勤務経験のある者若しくはあった者

4) 学校カウンセラースーパーバイザー

教育相談への対応力向上を目的として、個々の学校カウンセラーに対し、具体的事例について指導・助言する者

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

◆ 児童生徒等自立支援教室運営事業

評価委員からは、様々な家庭背景や個人的な事情によって、学習への意欲を失ったり、大人や社会に対する不信感を抱いたりしている児童生徒との人間関係づくりや学習支援には、非常な努力を要すると評価していただいた。また、本事業は、「通所してくる児童生徒たちの学校復帰及び進学や就職の割合を 95%以上とする」ことを目標としているが、少人数であるため一人の復帰が割合に大きく反映されるので、児童生徒一人一人へ丁寧に対応していくように助言していただいた。

次に、いただいた1つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 学校（管理職，学級担任，スクールソーシャルワーカー等）や他の関係機関（福祉部局，児童相談所等）との連携強化

【提言①に対応する取組】

自立支援教室に通所してくる児童生徒やその保護者の中には、学校や担任との関係が十分に構築されず、学校が児童生徒や保護者と連絡が取れなくなっているケースや、学校側が自立支援教室に通所することが児童生徒本人にとって望ましいと判断し、本人や保護者を説得して通所することになった場合に、本人は不本意であり、学校に無理やり自立支援教室に行かされていると感じているケースがある。

そのような状況の中で、学校や関係機関との連携を強化することは、自立支援教室への通所を安定・継続させ、児童生徒の学校復帰や進学・就職を実現させるために、大変重要である。現在、児童生徒の出欠や学習状況等を毎月、学校に報告している。また、毎回、学習終了後、補導センター職員がケアリングを行い、本人の気持ちをほぐし、人間関係を築きながら、不満や悩みを引き出すことに努めている。気になる点があれば、その都度、学校と情報共有している。さらに、保護者と面談や電話連絡を行い、思いを聞き取って学校に伝達したり、逆に学校や担任の考えを本人・保護者に伝える等、関係修復への支援を図っている。

今後、連携をさらに強化していくために、学校側に働きかけ、児童生徒個々のケース会を開催し、児童生徒一人一人に合わせた目標設定や支援内容、ゴールイメージ等の共有化を図るだけでなく、関係機関を交え、更なる支援の広がりと内容を充実させていきたい。



【自立支援教室の様子】

◆ 学校カウンセラー推進事業

評価委員からは、臨床心理士の数が全国的に見ても少ない地域にもかかわらず、市内の50校に学校カウンセラーを16名配置し、5,000件を超える相談や他機関との連携を行っており、目標を達成していると考えます。また、昨年度から学校カウンセラーが積極的に事案にかかわり、本年度は学校カウンセラーがチーム学校になくなくてはならない存在になりつつあると評価をいただいた。

以下、いただいた2つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 学校カウンセラーの配置拡充（予算の確保）や児童生徒、保護者並びに学校が活用しやすい体制の構築

【提言①に対応する取組】

学校カウンセラー16名を市立小・中・高・特別支援学校50校に派遣している。

学校カウンセラーは、児童生徒、保護者及び学校からの相談に臨機応変に対応するために、場合によっては、相談者の都合に応じて予定勤務曜日を変更し、相談場所は学校外であっても対応している。また、相談時間は相談内容によっては予定勤務時間を超過して対応する場合もあるなど配慮を行っている。

しかし、相談活動は年間の定められた勤務時間の中で対応しなければならないため、相談件数や相談時間が増加すると、年度末には相談活動を制限せざるを得ない状況が生じることも予想される。児童生徒、保護者及び学校が学校カウンセラーを活用しやすい体制の充実を図るために、今後も、学校カウンセラーの緊急派遣等を含め、予算確保に向けての要望を継続していきたい。

学校名	全50校合計				
相談人数	4145				
相談件数	7172				
対象者	児童生徒	保護者	教員	その他	合計
非行	0	0	5	0	5
不登校	152	115	244	12	523
いじめ	17	10	25	4	56
発達障害等	567	89	513	40	1209
学級集団	129	24	208	13	374
自傷・自殺	32	2	22	0	56
学習	383	50	345	9	787
人間関係	314	104	369	41	828
教員の職務	0	6	255	14	275
虐待・DV	80	1	14	1	96
その他	1745	178	978	62	2963
合計	3419	579	2978	196	7172

【平成29年9月末までの相談件数】

提言② 学校カウンセラーに対し、学校の中でどのような相談活動ができるかに焦点化した研修を実施する。

【提言②に対応する取組】

学校カウンセラー研修会は年3回行っている。また、本年度は学校カウンセラーが、経験の豊富なカウンセラー（以下「スーパーバイザー」という。）から指導・助言を受ける研修を2つの方法で実施した。

1つ目は、高知市での採用が1～2年目の学校カウンセラー3名の勤務校へスーパーバイザーを派遣し、1名当たり2時間の指導を行った。

2つ目は、学校カウンセラーが実際に対応した事例を持ち寄り、スーパーバイザーから検証・指導を受ける研修を3回実施した。本研修では、スーパーバイザーから学校カウンセラー個々への指導に、他の学校カウンセラーも同席し、相談内容の捉え、分析の仕方や、具体的対応について学ぶことができ、学校カウンセラー全体の資質の向上を図ることを意図している。さらに、本年度は、学校からの伝達事項や相談活動の内容を活動記録として残し、学校との情報共有を活性化することで、他機関との迅速な連携につなげている。今後、相談内容はますます複雑・多様化することが予想される。特に、不登校、いじめ、発達における特性や児童生徒の生命に関わる事案など、医療を含めた関係機関との円滑な連携のための体制整備と学校カウンセラーの対応力の向上は喫緊の課題である。そのため、研修においても、相談技術に留まらず、児童生徒への具体的な支援のための手法等について学ぶ機会を増やす必要があると考えている。



【平成 29 年学校カウンセラー研修会】

【平成 29 年学校カウンセラー研修会】

◆ スクールソーシャルワーカー活用事業

評価委員からは、児童生徒の不登校の背景には、本人達だけではなく、家庭をはじめとした様々な環境との相互作用から生じている問題が存在しており、その視点からのアプローチが重要であることを踏まえると、本市の取り組んでいる厳しい家庭状況へのアプローチは大変有効な施策であり、成果も挙がっていること、また、困難な問題に対して積極的に関与していることに対して評価をいただいた。

一方、本事業において、「問題が解決した割合を 25%、好転した割合を 40%とする」ことを目標としているが、平成 28 年度の解決した割合は 10.5%、好転した割合は 34.7%であり、ほぼ目標を達成しているが、分析と見直しが必要であるとのことご意見もいただいた。

以下、いただいた3つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 教職員へのスクールソーシャルワーカー活用に関する周知の徹底

【提言①に対応する取組】

スクールソーシャルワーカーの役割については、ある程度周知されてきているものの、教職員全体に認識されているかという点と十分とは言えない現状がある。学校によってはスクールソーシャルワーカーをうまく活用できず、不登校児童生徒の背景や家庭の状況の見取りが、不十分であったり、あるいは組織的な支援になっていなかったりしている場合がある。

スクールソーシャルワーカーの役割を認識するとともに支援を必要としている児童生徒や家庭、地域において柔軟に活用できるように、教職員や保護者、地域に対して、スクールソーシャルワーカーの役割と活動内容についてパンフレット等を作成して配付できるようにしたい。

また、校長会や研修会等において、スクールソーシャルワーカーの役割や専門性について発信を続け、効果的な活用を促していく。

提言② 問題の解決に至るあるいは至らない理由の分析をスクールソーシャルワーカー担当者が行い、連絡協議会で情報共有をする。

【提言②に対応する取組】

スクールソーシャルワーカーが支援するケースの中で、より複雑なケースほど問題の解決に多くの時間がかかり、中には解決までは至らない場合もある。

平成 27 年度の解決率は 21.1%であったが、平成 28 年度は 10.5%であり、10%程度減少している。

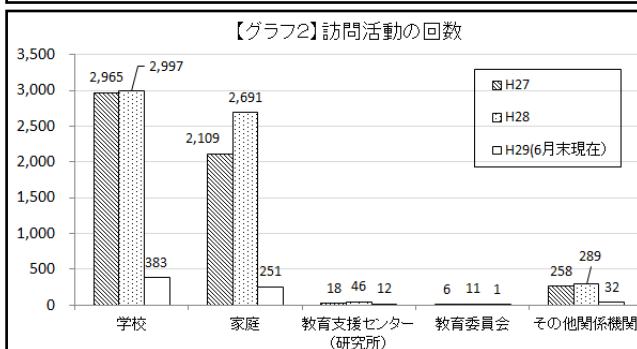
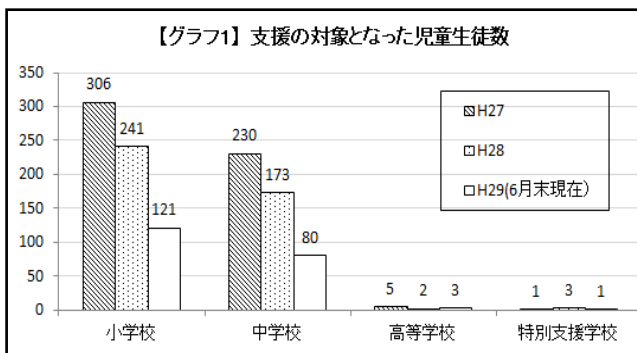
また、平成 27 年度の支援者数（支援件数）は 542 名（852 件）、平成 28 年度の支援者数（支援件数）は 419 名（670 件）であり、こちらも減少している。（グラフ 1 参照）

この背景として、平成 27 年度は、スクールソーシャルワーカーが新しく 8 名増え、16 名となり、中学校 16 校区への派遣となった初年度であ

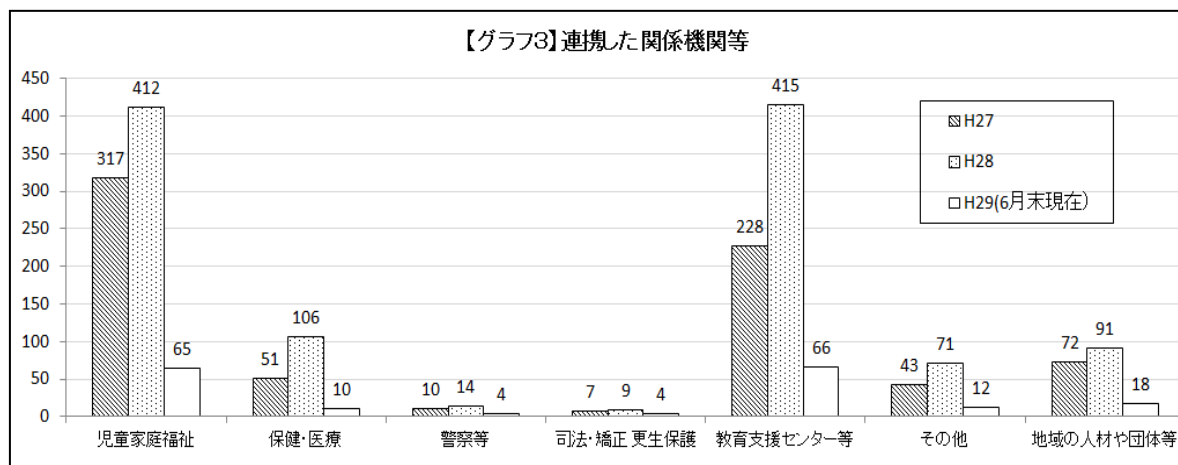
るため、新しいメンバーが初めて校区を担当し、学校や家庭等との関係を築きながら、現状把握に努める中で、話を聞いて終了し、解決したとするケース等も含まれていた。また、平成 28 年度は同じ体制で 2 年目となったことも踏まえ、学校からの依頼内容が、学校だけでは解決しがたい複雑な背景をもつケースが中心になってきたことなどがあげられる。このことは、支援人数（支援件数）が減少しているにもかかわらず、訪問活動の回数や、連携した関係機関等が増加していることから見て取れる。（グラフ 2、グラフ 3 参照）

解決率については、ケース内容と支援を開始してからの年数等にも関わってくるため、詳細な分析が必要であると考えている。

支援状況等については、定例の連絡協議会で、パワーポイントを活用してスクールソーシャルワーカーに示し、課題や支援内容等を共有してきたが、問題の解決に至る、あるいは至らない理由についての細かな分析や基準については十分でなかったため、今後、分析するための情報も含めて見直しを図り、連絡協議会でスクールソーシャルワーカーと共有していく。



さらに今後も、本市の児童生徒の状況と児童生徒の背景にある家庭や学校の支援に活用できる本市の資源と支援内容について確認するとともに、専門的視点から、なお一層の支援充実を図るための連絡協議会としていきたい。



児童家庭福祉…………… 児童相談所，児童養護施設，高知市子ども家庭支援センター，高知市福祉管理課，高知市障がい福祉課，高知市子育て給付課等
 保健・医療…………… 療育福祉センター，精神保健福祉センター，病院等
 警察等…………… 警察署，少年サポートセンター等
 司法・矯正・更生保護…… 法テラス，保護司，法務局等
 教育支援センター等……… 高知市教育研究所「教育支援センター」，チャレンジ塾等
 その他…………… 生活支援相談センター，若者サポートステーション，住宅供給公社等
 地域の人材や団体等…………… 放課後等デイサービス，放課後等児童クラブ，民生委員，児童館，公民館，居宅介護支援事業所等

提言③ スクールソーシャルワーカーに対し、学校の中でどのような活動ができるかに焦点化した研修を実施する。

【提言③に対応する取組】

本市では、定期的に行っている連絡協議会において、個々のスクールソーシャルワーカーが持っている専門知識やそれぞれのケースの支援状況（スクールソーシャルワーカーとしての動き方や関係機関等との連携等も含めて）などについて共有している。県のスーパーバイザーを招聘しての事例検討会をはじめ、適宜、県のスーパーバイザーやチーフスクールソーシャルワーカーからご助言をいただくとともに、本年度は、学校関係者や福祉関係者との横の連携を強めて支援に活かすために、高知市の生徒指導スーパーバイザー^{注5}や就労・就学等を含め生活支援の窓口がある高知市福祉管理課，子ども食堂をはじめ，生活支援相談センター等，地域の福祉に関する相談窓口がある高知市社会福祉協議会等との連絡協議会を開催した。今後も県と連携を図るとともに，高知市教育委員会の各所課や市長部局とも連携を深めながら，スクールソーシャルワーカーが学校の中で専門知識を駆使してより充実した活動ができるような研修を企画し，多様なケースへ対応できるように努めていきたい。

注

5) 生徒指導スーパーバイザー

学校の組織的な支援体制づくりの推進，問題行動への対応力向上を目的として，学校に派遣し，助言・支援をしている教育委員会が委嘱する者

個別事務事業の点検・評価シート

様式 1

【点検・評価対象取組： 不登校対策の推進 】

事業名	児童生徒等自立支援教室運営事業	担当課	少年補導センター	
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 街頭補導時に出会う「遊び・非行」型の不登校児童生徒や中学校卒業後未就労の未成年者（卒業生）に対して、自分自身を見つめ直したり、将来の展望を持たせることができる居場所をつくり、学校復帰や高校進学、就職に向けての相談や学習支援を行う。</p>			
	<p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭補導時に、自立支援教室（居場所）につなぐ声かけを行う。 ・自分自身についての振り返りや将来への展望を持たせる相談活動（ケアリング）を通して、自立支援教室が、安心して過ごせる自分の居場所であるという意識を持たせる。 ・一人一人に応じた個人カリキュラムを作成し学習支援を行う。 ・保護者と連絡を密にし、不安や悩みを解消できるよう相談体制を整える。 ・定期的に学校とケース会を行い、学校復帰、進学に向け共通認識を図る。 			
	<p>【達成すべきレベル】</p> <p>平成 28 年度は自立支援教室に延べ 8 名が通所した。うち 1 名は当初から受験の 1 年延期と卒業後の教室への通所を希望していた。（健康上の理由による。）</p> <p>通所修了者 7 名のうち 5 名が学校復帰や進学をしており、通所修了者の年度内学校復帰、進学、就職割合は 71.4%であった。今までの状況を踏まえ、平成 29 年度は児童生徒の年度内学校復帰、進学、就職した割合を 95%とすることを目指す。</p> <p>（通所生年度内学校復帰、進学割合 H24:81%, H25:84.6%, H26:92.3%, H27:91.7%）</p>			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教室には現在 10 名の児童生徒が通所している。（平成 29 年 7 月末現在） ・センター職員が、児童生徒と学習後のケアリングを毎回行い、不安や悩みを聴き、大人への不信感を払拭するなど良好な人間関係を築くことで、居場所としての意識と学習意欲を高めることができた。（平成 28 年度に学校復帰できなかった 2 名の生徒は平成 29 年度も継続して通所している。） ・保護者への連絡（面談、電話、手紙等）を密に行い、不安や悩みを解消できるよう支援を行っている。 ・学校（生徒指導、学級担任、管理職等）とのケース会を定期的に行い、情報を共有し、児童生徒への支援の充実を図っている。 ・指導者と個別や全体のミーティングを定期的実施し、児童生徒の状況について情報交換を行い、学習の進め方や関わり方を確認、共有することができた。 			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・安定、継続した通所が困難な背景には、家庭内の親子関係に課題がある場合が多いため、親子関係の改善を目指して、児童生徒へのケアリングと保護者への支援を更に充実させる必要がある。 ・学校復帰や進学、就職等、進路を実現するために、学校、関係機関と支援方法やゴールイメージの共有化を図る。 ・通所生を増やすために、街頭補導時における自立支援教室への声かけを継続する。 			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の親子関係を改善することができるように支援や相談活動を強化する。 ・面接やケース会を密にし、児童生徒の個々に合わせた目標や支援内容、支援期間等を設定し、学校や関係機関との共有化を図る。 ・街頭補導の際に、声かけなどの関わりを通して人間関係を構築し、自立支援教室通所へつなげる。 			
5 評価	達成度	方向性	一人一人の学習状況と心理的背景を把握し、現在の取組を継続する。	
	B	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して 120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して 110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から 110%未満）の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して 90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して 80%未満の成果であった。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 不登校対策の推進】

事業名	学校カウンセラー推進事業		担当課	人権・こども支援課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 高知市立学校に教育相談に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラー16名を派遣し、カウンセラーの活用、効果等に関する実践的な研究を行う事により、児童生徒の不登校や問題行動等の解決に努める。			
	【事業の概要】 児童生徒へのカウンセリングや、教職員及び保護者に対して助言・援助を行うとともに、カウンセリングに関する情報収集・提供等を通じて、学校全体の教育相談機能の充実を図る。 また、第三者的な立場で児童生徒、保護者に接し、解決に向け学校への橋渡しをすることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期対応・早期解決を図る取組を進める。			
	【達成すべきレベル】 不登校や問題行動等への対応のため、専門性を持って児童生徒、保護者に対しカウンセリングを行うとともに、教職員等に必要に応じて助言、援助を行うことにより、不登校対策、生徒指導に関わる日常的な教育相談体制を整備し、対応力の向上を目指す。また、チーム学校の一員として、専門的な見知から支援体制づくりを行う。			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度は、昨年度同様に50校に16名の学校カウンセラーを配置。平成28年度に週1回2時間配置であった学校は、平成29年度は週1回3時間配置とすることができた。 配置校では、学校カウンセラーが校内巡回を行い、児童生徒への積極的な関わりを試みたり、日々の活動記録を学校と共有するなど、組織としての支援体制が構築されてきた。 校内支援会や保護者対応等において、学校カウンセラーと関係機関の協働や、学校と共に家庭訪問を行うなど、学校カウンセラーがチーム学校の一員としての組織的体制が整いつつある。 相談件数は平成29年7月末現在で5,001件。相談者の内訳は児童・生徒2,364件(約47%)、教員2,081件(約42%)、保護者402件(約8%)、SSWとの情報交換等その他154件(約3%) ※昨年度から引き続き、児童生徒からの相談件数が一番多い要因としては、日々の関わりの中で児童生徒及び学校との積極的な関係づくりが奏功しているといえる。 ※相談内容の中で、不登校についての相談は358件あり、不登校の多くの要因となっている人間関係、学習についての相談が、全体の約32%を占めている。 学校カウンセラーの資質向上のために、年3回の研修会に加え、平成29年度から、2名の大学教授等を学校カウンセラースーパーバイザーとして派遣し、個別事案の検証、相談、指導等を行っている。 			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> 学校現場では、年々学校カウンセラーへの需要が増している。 学校における相談活動をさらに効果的に展開するには、研修会等を通じた学校カウンセラーの資質向上が必須である。 配置時間や配置日数がいまだ十分とは言えない現状を踏まえ、今後、学校カウンセラーの増員や配置時間の拡大、また、年度当初に県のスクールカウンセラー配置との調整を行うなど、学校が活用し易い支援体制の整備が必要である。 スクールソーシャルワーカー、生徒指導スーパーバイザー等、外部人材との連携を図っていくために、配置日や時間についての検討を行い、児童生徒の支援の方向性について意見を交換し、情報を共有する場を確保していくとともに、学校カウンセラーの意図的な関わりにより相談機会を増やし、不登校出現率の減少につなげたい。 			
4 改善策の検討	学校カウンセラー研修会が非常に効果的に行われており、今後も内容を精選しながら継続していく。また、学校カウンセラースーパーバイザーによる面接指導においては、現場での実践を通してカウンセラーの資質向上が図れるよう、学校訪問による個々への支援機会を増やしたい。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	各学校の不登校対策や、生徒指導上の課題を把握する中で、より充実したカウンセリング活動となるように取組を継続する。
	B	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

個別事務事業の点検・評価シート

様式 1

【点検・評価対象取組： 不登校対策の推進 】

事業名	スクールソーシャルワーカー活用事業	担当課	教育研究所	
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】</p> <p>児童生徒の不登校の状況や背景には、児童生徒本人の課題だけではなく、背景にある生活上の課題、経済的困窮、虐待、発達障害、精神疾患、地域からの孤立など、児童生徒が置かれた環境との相互作用で起こる事例が増えている。そうした事例に対して、スクールソーシャルワーカーがソーシャルワークの専門性と福祉の知識を駆使して介入し、子どもたちの困っている状況を解決・改善していくことを目指す。</p>			
	<p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー16名を教育研究所に配置する。1人が1中学校区を担当し、学校からの要請に応じて派遣を行う。鏡・行川・土佐山校区、高知特別支援学校、高知商業高等学校についても、要請があれば派遣を行う。 ・スクールソーシャルワーカーが担う主な役割としては、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係諸機関とのネットワークの構築、連携・調整 ③保護者や教職員等に対する支援、相談、情報提供 ④学校内におけるチーム支援体制の構築、支援 ⑤教職員等への研修活動である。 ・関係機関との連携をより密にして、全ての子どもたちのために、“どこかと必ずつながる”温かい支援を目指す。 			
	<p>【達成すべきレベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」において、「問題が解決した」件数の割合を25%（平成28年度10.5%）に、「支援中であるが好転した」件数の割合を40%（平成28年度34.7%）にする。 			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度7月末現在の訪問活動の回数は、学校へ990回、家庭へ725回であった。前年同時期とほぼ同数（学校へ984回、家庭へ734回）であり、訪問活動が安定してきた。 ・教職員や関係機関等とのケース会などの開催が年々増加傾向にあり、一人一人のケースへの関わりが充実している。 <li style="padding-left: 20px;">※教職員ケース会 平成27年度617回、平成28年度660回 <li style="padding-left: 20px;">※関係機関とのケース会 平成27年度380回、平成28年度528回 			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校によってはスクールソーシャルワーカーの活用にばらつきがあり、全ての学校でスクールソーシャルワーカーの事業が浸透しているとは言い難い現状がある。学校がスクールソーシャルワーカーの活用を認識し、支援体制を構築し学校や関係機関との連携を密にすることが必要である。 			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・年度始めにスクールソーシャルワーカーの活用について各学校と確認するとともに、家庭とスクールソーシャルワーカーのつながりを丁寧にするための働きかけをする。 ・ソーシャルワークの専門性を深めるために、連絡協議会の中で、福祉の様々な専門知識と関係機関の情報を共有しながら、ケースの概要に沿った支援ができるようにスキルを磨く。 			
5 評価	達成度	方向性	<p>評価内容</p> <p>達成するレベルは、人数や回数などは目標どおりの成果が期待できるが、支援が難しいケースを数多く抱えているため、問題が解決、好転するためには学校や関係機関との連携を更に図っていく必要がある。</p>	
	B	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

特別支援教育の充実

高知市立小・中・義務教育学校に在籍する、発達障害の診断、判断及び可能性のある児童生徒の割合は、年々増加傾向にある。その状況に合わせ、特別支援学級、特に知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級の数も増加している。また、平成17年の発達障害者支援法の施行以来、障害者に関する法制度に「発達障害」の位置付けの定着が進むとともに、平成19年度には学校教育法に「特別支援教育」が位置付けられ、特別支援教育の充実が問われている。

次期学習指導要領の「総則」においては、「児童（生徒）の発達の支援」という項目が新設され、すべての児童生徒にそれぞれの発達に応じた支援が求められている。

特別な支援を必要とする児童生徒に継続的な支援を行うため、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、進級、進学しても一貫した支援を行うことができるよう、取組を進めている。

1 計 画

(1) 目標

発達障害の診断、判断のある児童生徒に対しては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を、小学校等で90%、中学校等で85%以上作成し、それに基づいた指導、支援を実施する。

(2) 目標設定の理由

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害の有無に関係なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、更なる特別支援教育の推進が求められている。

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供をするためには、的確な実態把握を基に計画的な支援の推進を行わなければならない。

(3) 対象事務の現状、課題等

- ・ 高知市では平成19年度から比較すると、発達障害の診断、判断及び可能性のある児童生徒の割合が、小学校等で2倍、中学校等で2.5倍に増加している。
- ・ 平成28年12月調査によると、発達障害の診断、判断のある児童生徒についての「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成率は小学校等で86.3%、中学校等で77.7%である。（特別支援学級に在籍する児童生徒の作成率は100%である。）
- ・ 平成29年度の自閉症・情緒障害特別支援学級対象の児童生徒は、特別支援学級在籍児童生徒の52.9%を占めている。同特別支援学級における担任の指導力向上を図るため、児童生徒の特性に応じた支援の在り方等の研修を充実させる必要がある。
- ・ 教育相談においては、平成29年7月末現在、平成30年度に新入学を予定している年長児の中で、就学に関する相談を175件受理し、訪問、観察、検査等を進めている。その一方、通常学級における教育相談は33件受理し、各校で知能検査の実施、教育的な対応についての助言を行うなど支援会を行っているが、担当指導主事の人役が

不足し、小中学校等からの新規の教育相談依頼を受理できなかつたり、特別支援学級への支援会等へ参加しての指導助言が十分できなかつたりと、学齢期の児童生徒や学校への支援が十分できていない実態がある。

2 実施状況（平成29年度）

■平成29年度特別支援教育の充実における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
特別支援教育の充実に係る取組	B	b

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成29年度）

評 価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

現状の取組の方向性としては間違っていないが、改善を図るためには、業務内容の見直しや人的資源等の補足が必要であると考えます。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

- ・ 通常の学級に在籍している発達障害の診断、判断のある児童生徒全てについて、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を基にした支援や指導が実施されているとは言えない。

二次障害の防止と自立した社会生活が送れるようにするためにも、一人一人に必要な支援内容的な確かな把握と支援が必要である。

- ・ 発達障害の可能性のある児童生徒（小学校等で3.8%、中学校等で2.8%在籍）に対しても、個別の指導計画を作成し、個々の特性に応じた適切かつ効果的な支援を計画的に行うことが必要である。
- ・ 特別支援学級担任の指導力向上のための研修は、児童生徒一人一人の特性に応じた合理的配慮を提供するために、専門家等の積極的な介入が求められている。
- ・ 就学前の就学相談や児童生徒の教育相談が増加、多様化しており、小・中・義務教育学校の特別支援学級の児童生徒への支援が十分とは言えない状況にある。

(2) 改善策の検討

- ・ 全ての発達障害の診断、判断のある児童生徒について、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成するように、研修会で発信すると同時に、支援会や教育相談において「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の確認や見直しを図るなど、フォローアップを図る。
- ・ 一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するために、教育と医療の専門家を配置し、個々の特性を適切に把握した指導や支援を実施したい。

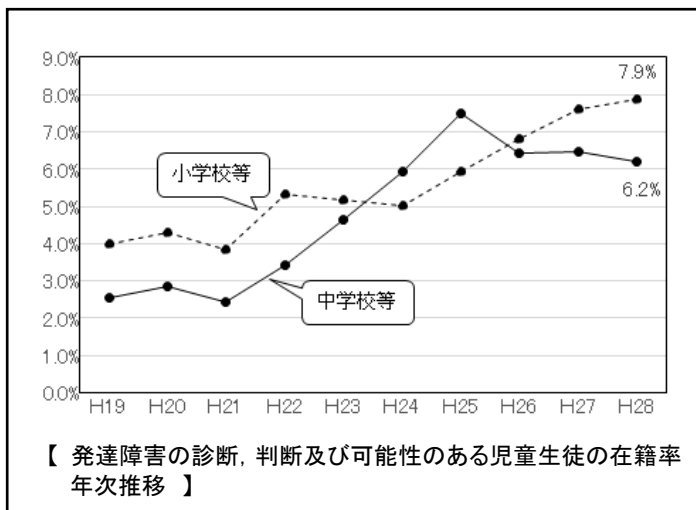
- ・ 特別支援学級の充実を図るために、研修については集合研修にとどまらず、児童生徒の個々の特性に応じた支援内容についての訪問研修を行うため、特別支援教育スーパーバイザーを配置したい。
- ・ 教育相談の多様化や特性に応じた支援を実施するため、医療的見地から専門性のある的確な分析や実態把握を行うことができる専門家（臨床心理士等）を配置したい。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、発達障害の科学的な研究の進歩と社会における認知の広がりとともに、法整備が整う中、特別支援教育の充実を図っていくことは、非常に意義があるものと評価をいただいた。また、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成についても改善していることに高い評価をいた

だくとともに、大切なことは、計画に基づいた指導・支援を適切に行うことであるとの指摘もいただいた。

以下、いただいた8つの提言とその提言に対応する取組について述べる。



- 提言① 小・中学校等における「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率100%達成の早期実現
- ② 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の質の向上

【提言①、②に対応する取組】

小・中学校等において、特別支援学級に在籍する発達障害の診断、判断のある児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」（以下「個別の諸計画」という。）の作成率は100%を達成している。一方、通常の学級に在籍する児童生徒についての作成率は、十分であるとは言えない。

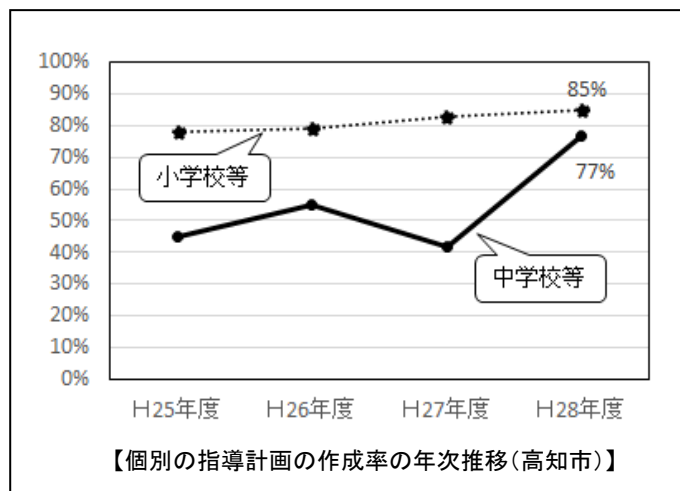
そのことを踏まえ、本年度の調査（12月実施予定）に際しては、各学校の校内委員会において、特別支援学校コーディネーターが中心となって実態把握を行い、調査報告書の作成を依頼する。

また、通常の学級に在籍する発達障害の診断、判断のある児童生徒で個別の諸計画が作成されていない場合は、校内委員会に理由の調査を合わせて依頼し、状況の実情を把握するとともに分析を行い、作成率100%に向けて、校内委員会と連携して取組を実施し、次年度に向けた改善を図りたい。

「平成 29 年度特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」の結果を元に、高知市の現状を校長会や特別支援教育学校コーディネーター研修会において周知し、次年度に向けて個別の諸計画の作成・活用により、合理的配慮についての合意形成を行い、特別支援教育の充実を図るよう依頼する。

また、個別の諸計画の質的向上については、特別支援学級の個別の諸計画は、例年 5 月末に教育研究所に提出される。

通常の学級の対象児童生徒については、各学校への訪問の際や支援会において提出を求め、評価を行うと同時に、質的向上を図るよう支援を行っていく。



提言③ 計画を実行できる教員の力量を高めるような研修の充実

【提言③に対応する取組】

特別支援教育学校コーディネーター研修会で、特別な支援が必要な児童生徒への支援や個別の諸計画の作成についての研修（意義や作成のポイント、評価指針等）を行うと同時に、年次研修や選択研修等においても特別支援教育についての研修を行い、特別な支援が必要な児童生徒の特性や支援についての理解を図っていく。

提言④ 支援会を充実させる又は支援会に出向かなくとも、支援や指導計画が実行されているか否かを確認するシステムの構築

【提言④に対応する取組】

各学校において、校内委員会で校内支援を計画的に実施できる体制づくりや年間計画の作成及び支援会の充実を図れるよう、特別支援教育学校コーディネーター研修会等を通じて、周知徹底を図る。

また、教育委員会が必要に応じて、学校の特別支援教育学校コーディネーター等と連絡を取り合い、学校における支援状況や支援計画の進捗状況を情報交換することで、学校における支援の充実を図っていく。

さらに、支援会の際には、児童デイサービス等の福祉機関や医療機関等の外部機関とも連携し、児童生徒を取り巻く資源を活用するとともに、個別の諸計画に基づいてPDCAサイクルを働かせ、支援の手立てを明確にしていく。

提言⑤ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」作成に関するノウハウを
通常の学級へ広げるよう、財務当局へ事業化を働きかける。

【提言⑤に対応する取組】

特別支援教育は、一部の児童生徒のためのものではなく、学校教育全般において行われるものである。

特別な支援を必要としている児童生徒に対し、個に応じた支援を行うことは、学校で実践を積み重ねてきている。ご提言いただいた個別の諸計画のノウハウを通常の学級に在籍する児童生徒へ広げていくことは、個に応じた支援の充実にとって、とても意義深いことである。そのためにも、各学校の特別支援学級が、校内において、特別支援教育のセンター的役割を果たすことができるよう、特別支援学級担任の資質向上を図る研修体制の充実（特別支援教育スーパーバイザー等による訪問研修等）を図っていきたい。

提言⑥ 相談業務多様化・多忙化へのサポートができる人材の確保

【提言⑥に対応する取組】

本市において保育機関や療育機関への相談体制が構築されてきたことから、特別支援教育に関する保護者の意識は向上し、学校の支援体制や特別支援学級担任の専門性を含めて、学校に対する期待感が高まっている。

また、就学相談（保育園・幼稚園等から小学校へ、小学校から中学校へ）件数の増加、その内容の多様化・複雑化は年々顕著になっている現状がある。

特別支援学級だけではなく、通常の学級からの教育相談件数も増加しており、多様な特性に応じた支援に対するニーズも高まっている。

そのため、相談業務に携わる担当者には専門性が求められる中、医療機関への受診待ちも本市の課題となっており、教育委員会としては、医学的見地から専門性のある的確な分析や実態把握を行うことができる専門家（臨床心理士等）の配置、或いは連携が必要と考える。

提言⑦ 特別支援教育の認識を深めることができるような、学級担任等への研修
の実施

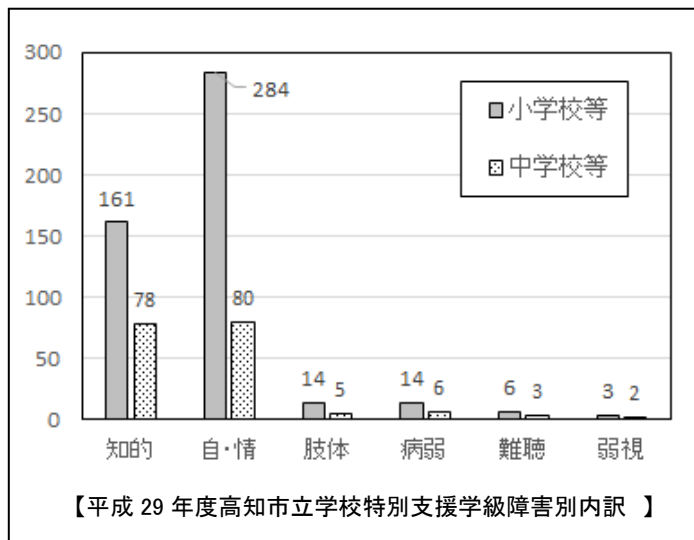
【提言⑦に対応する取組】

本市においては、現在、若年研修や管理職への研修、夏季休業中の選択研修等で特別支援教育についての研修を行っている。

また、校内における研修でも講師を招聘しての特別支援教育に関する講演会や授業における児童生徒の状態を参観した後に、具体的な支援について意見をいただくなどの研修を行っている学校もあり、特別支援教育のニーズの高さを感じて

いる。今後も、継続して、研修内容の協議を行い学校のニーズに合った研修内容になるよう研修の充実に努めていきたい。

さらに、特別支援学級、特に、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任には、児童生徒の特性に応じた教育を行う必要がある、教育課程も通常とは異なるものを作成することが求められている。学級担任の資質・指導力向上のために、教育の専門家等が訪問して、児童生徒の実態に合わせた研修が必要であると考えている。



提言⑧ 市や県の関係機関と連携した人員配置

【提言⑧に対応する取組】

本市には、こども未来部があり、子ども発達支援センターや保育幼稚園課とは引き続き連携を図る必要がある。また、ご提案いただいたように、こども未来部保育幼稚園課に教員籍の人員を配置し、就学相談を行い、教育委員会に引き継いで連携していく方法も有効ではないかと考える。

教育相談についても、本市に臨床心理士等を配置し、検査や医学的見地からの専門的な助言を得られる相談体制づくりを構築するなど、県や市の様々な部局との連携を含めた人的配置が有効ではないかと考えている。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 特別支援教育の充実】

事業名	特別支援教育の充実に係る取組	担当課	教育研究所	
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 平成 28 年 4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、更なる特別支援教育の推進が求められている。高知市では平成 19 年度から比較すると、発達障害の診断・判断及び可能性のある児童生徒の割合が、小学校等で 2 倍、中学校等で 2.5 倍に増加している。児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供をするためには、的確な実態把握を基に、計画的な支援の推進を行わなければならない。また、特別支援教育の視点に基づいた授業を推進することで、全ての児童生徒に「わかる」「できる」「楽しい」と感じられる教育環境の整備を図ることを目的とする。			
	【事業の概要】 ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を基にした教育相談、指導、支援の実施 ・自閉症・情緒障害特別支援学級充実研修の実施 ・「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」のアンケートの実施			
	【達成すべきレベル】 ・発達障害の診断、判断のある児童生徒に対して「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を基にした指導、支援の実施を小学校等で 90%、中学校等で 85%実施する。 ・自閉症・情緒障害特別支援学級充実研修を実施する。研修アンケート結果において、自閉症スペクトラム障害の特性に応じた手立てを「活用しようと思う」という評価を 85%以上にする。 ・「個別の指導計画」等に基づいた教育相談の充実を図る。			
2 成果	・発達障害の判断、診断のある児童生徒の「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成率は、小学校等で 86.3%、中学校等で 77.7%である。(平成 28 年 12 月調査) ※平成 27 年 12 月調査では、小学校等 85.3%、中学校等 41.6% ・自閉症・情緒障害特別支援学級充実研修を特別支援教育学校コーディネーター研修会と合同で、高知大学松本秀彦准教授を招聘して実施。研修アンケート結果において、自閉症スペクトラム障害の特性に応じた手立てを「活用しようと思う」という受講者が 99%であった。 ・教育相談依頼 (33 件/平成 29 年 7 月末現在) を受理し、各校で知能検査の実施、教育的な対応についての助言を行うなど支援会を行った。			
3 課題等	・通常学級の発達障害の診断、判断のある全ての児童生徒について、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいた支援や指導が実施されておらず、二次障害の防止と自立した社会生活が送れるようにしなければならない。また、発達障害の可能性のある児童生徒に対しても「個別の指導計画」等の作成が必要である。 ・特別支援学級担任の指導力向上のための研修は、児童生徒一人一人の特性に応じた合理的配慮を提供するために、専門家等の積極的な介入が求められている。 ・就学前の就学相談 (175 件/平成 29 年 7 月末現在) や児童生徒の教育相談が増加、多様化しており、小・中・義務教育学校の特別支援学級の児童生徒に対する支援が十分とはいえない状況にある。			
4 改善策の検討	・全ての発達障害の診断、判断のある児童生徒について、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成するよう、研修会で発信すると同時に、支援会や教育相談において個別の教育支援計画や個別の指導計画の確認や見直しを図るなど、フォローアップを図る。 ・一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するためには、教育と医療の専門家を配置し、個々の特性を適切に把握して、指導、支援を実施したい。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容 達成すべきレベルとして、ほぼ目標どおりの成果が期待できるが、一人一人の教育的ニーズを適切に把握するため、専門家を配置し、個々の特性に応じた指導・支援を実施したい。	
	B	b		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して 120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して 110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり (90%以上から 110%未満) の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して 90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して 80%未満の成果であった。	

■ 点検・評価委員からの意見等

学力向上対策

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市教育委員会は教育振興基本計画のなかに「自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成」という基本目標を掲げて、次期学習指導要領を先取りした主体的な学びを実現するよう学力向上の取組を行っている。

この基本目標を実現するために行われている学力向上アクティブ・プランは、児童生徒を総体としてとらえるのではなく、個々としてとらえ、個々の児童生徒を丁寧に支援していくというもので、個人で異なるつまずきを発見しその知識構成を整序していくという現代の学習指導理論に適った方法を採用している。また、次期学習指導要領で提唱されている「主体的で、対話的な深い学び」を念頭に置きながらも、そうした学びが実現するために必要な確かな学力の形成に力を入れている。

こうしたプランの成果として、小学校では国語A，算数A，算数Bの正答率（平成29年度全国学力・学習状況調査）が全国平均を上回り、その結果が持続している。また、中学校では、数学A，数学Bの正答率が、0.1ポイントではあるが、改善された。小学校においては、児童の学力状況の分析ができており、国語では「書くこと」「読むこと」に課題があることを認識している。また、学力状況分析に基づき、必要な手立てを提案する仕組みが整えられている。特に算数・数学では、授業改善推進事業が採用され、学力向上推進員や学力向上総括専門官を置くことによって、教科会が充実してきている。たしかに、中学校の学力向上は「踊り場」状態にあるが、地道に、そして個々の児童生徒のつまずきに対して丁寧に対応していくことが重要であると考え

る。

以上の点から、事業の方向性や達成度についての担当課による評価は妥当なものであると考える。

- 学校教育における最大の責務は、学力の定着と向上であるといっても過言ではない。高知市ではこれまでも様々な施策（教員研修体制の整備，教育研究所の充実，指導資料の作成，CRTテスト，教材ワークの作成，学校図書館整備，教員補助員の配置，保幼小中連携事業等々）に取り組んできた。予算を獲得し、取組を続けてきた結果が現在の状況である。

家庭環境の変化や社会の変化によって、求められるレベルや教育内容が変化してきているので、その時々に応じて努力をし続けなければならない。そういう意味においては、学力の定着・向上は一朝一夕には成し遂げられるものではなく、果てがない取組であるといえる。

全国学力学習状況調査が始まり、高知市の児童生徒の学習定着状況が、数値で全国や高知県との比較することができるようになった。調査結果を数値で表すことで、状況をより客観的に捉えることができるというメリットがあるが、数値だけが独り歩きしてしまい、点数の上昇下降という結果のみに関心が集まってしまうというデメリットもあることを忘れてはならない。教育委員会では、その結果に至る過程がどうなっているのかといった分析（質問紙調査と学習調査とのクロス集計、児童生徒の家庭背景を考慮するなど）をしていると思うが、この分析結果をそれぞれの学校に、具体的に示していくことも大切である。

本年度から取組が始まった「学力向上アクティブ・プラン」では、この全国学力学習調査結果をみて、数年先を見通して具体の対策を構築していくことが重要であると考える。

2 改善点等の提言

- 算数、数学において、単元テストを利用した個人カルテを作成し、個別の学力支援に利用することはたいへん重要な施策であると考え。上述したように、中学校の学力向上においては、地道に、そして個々の児童生徒のつまずきに対して丁寧に対応していくことが重要である。その意味でも、個人カルテをつくることは理にかなっている。

しかしながら、この個人カルテをつくったことで満足するのではなく、これを活用することが更に重要であると考え。児童生徒の具体的なつまずきに対して、どのような教材を使って、どのように指導するのかといった指導方法を教員に提示することが必要である。また、個人カルテに基づいた指導計画ならびに指導方法を「放課後学習支援」と連携させることによって、一人ひとりの学力形成につなげてはどうか。

放課後学習支援にかかわる学生のなかには、もっと教員と子どもについて意見交換したいが、教員が多忙であるのをみると声がけできないと言っているものもいる。個人カルテを見せることはできないが、指導計画ならびに指導方法を学習支援に利用することはできると考える。教員ではなく、管理職などが個人カルテに基づいた指導計画にもとづいて指導し、個人カルテが有効に機能するようにしていただきたい。

- 総括表にもあるように、これからの学力向上対策の基本は教員の授業改善にある。教員が、家庭と共に、いかに学習の意味を児童生徒に理解させることができるかがポイントとなると考える。いかに思考し、対話することが楽しく、ためになるのかを、学校のなかで学んでもらう必要がある。このことを児童生徒にわかってもらうためには、教員自身が質の高い問題に出会うことによって、思考し対話することの楽しさを理解しなければならない。また、受験勉強ではなく、社会とつながった学びがいかに重要であり、複雑で学ぶ意味があるかを理解していなければならない。受験勉強にもそれなりの楽しさがあると考え、それ以上の魅力があり、意義のある公立中学校にするためには、管理職や教員が次期指導要領を真に理解しなければならないと考える。次期学習指導要領の研修も、活用問題の点数を上げる力を伸ばすという観点だけでなく、学びそのものを魅力的にするという観点から行っていただきたい。

すでに次期学習指導要領の研究を行っている学校も存在し、モデルとしての役割を果たすことができる。このようなモデルをぜひ県民・市民に知ってもらって公立中学校のイメージを払拭してもらい、優秀な生徒もそうでない生徒もみんなが通いたいと思うような魅力的な学校にしていくことが、遠回りかもしれないが、最も根本的な施策ではないだろうか。

- 学力の定着・向上は、低学年からの「読み、書き、計算」といった基礎的基本的な学習を徹底し、身に着けさせることが重要と考える。

学習内容の定着状況にあまり差がない小学校低学年段階で、基礎基本を定着させることが、その後の学習に大きく影響する。

- ・少人数学級編制の継続と学年の引き上げ（30人学級の拡大）→ 県教委への要請
- ・小1プロブレム対策の継続（補助員配置期間の延長、保・幼・小連携事業の充実）
- ・発達障害等への早期対応 → 特別支援教育の充実

- 教員としての指導力を高めるためには、日々の授業の準備にかかる時間の確保が重要である。教員の世代交代を迎える時期にあつては、若年教員へのフォロー体制を組んでいくことも大切である。また、中学校においては部活動へのかかわり方について検討し、教材研究にあてる時間を確保する手立てを講じる必要がある。

- ・若年教員を指導する教員の配置
- ・部活動の在り方（外部人材の活用、部活時間の短縮など）検討

- 学校教育の充実に向け、「人、モノ、金」の獲得といった環境整備を行うことが重要である。

人 … 学級編制，加配教員配置，小学校への専科制導入にかかる県教育委員会との交渉，国の人的措置制度に関連した県教委がらみの補助金等の獲得

モノ… 教具，備品，教室環境等の整備

金 … 各学校の課題解決のための校内研究・研修予算の確保，学校配当予算の増額補助員・放課後学習指導員配置のための予算獲得など

全国学力学習状況調査結果が出たのち、学校から新たな学力向上対策の提案があった場合の人的支援として、補助員配置などが行える予算をストックしておくことも必要である。

教育環境の整備には、いずれにしても予算獲得が重要なポイントとなる。これまでも財政担当課には「学力向上のための構造図」などを示しながら、それぞれの事業が関連していることを強調して予算獲得をしてきたと思うが、引き続き最大の努力を行ってほしい。

旧青少年課（現子ども育成課）が担当している「放課後学習室（放課後子ども教室）」を教育委員会が担当することも検討してみてもどうか。教育委員会が担当することによって、より学習内容の定着に効果がある取組とすることができるのではないと思う。

不登校対策の推進

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市教育委員会は教育振興基本計画のなかに「夢・希望・志をもって社会を生き抜く人づくり」あるいは「思いやりのある豊かな心と健やかな体の育成」という基本目標を掲げて、長期欠席・不登校への対応への充実ならびに人権尊重を基盤とした生徒指導の充実に関する取組を行っている。この基本目標を実現するために行われている「児童生徒等自立支援教室運営事業」「学校カウンセラー推進事業」「スクールソーシャルワーカー活用事業」は個々の児童生徒、あるいはそれら児童生徒の家庭環境に丁寧に向き合う事業内容となっており、高く評価できる。近年、不登校や非行の問題を広く社会的構造との関係でとらえるような視点が重要と考えられている。児童生徒の非行や不登校の背景には、本人たちだけの問題ではなく、家庭をはじめとしたさまざまな環境との相互作用から生じる問題が存在しており、その視点からのアプローチが重要である。こうした動向からみて、高知市の厳しい家庭状況へアプローチする施策はたいへん有効であると考えられる。

「児童生徒等自立支援教室運営事業」では、「通所してくる児童生徒たちの学校復帰および進学や就職の割合を95%とする」ことを目標としている。平成28年度は7名中5名が学校復帰・進学・就職をはたしている(71.4%)。本年度は昨年度からの引き続き在籍している2名を含め10名が在籍しているが、1人の復帰が割合に大きく反映されるので、一人ひとり丁寧に対応していただきたい。

「学校カウンセラー推進事業」では、臨床心理士の数が全国的に見ても少ない地域にもかかわらず、市内の50校に学校カウンセラーを16人配置し、5,000件を超える相談や他機関との連携を行っており、目標を達成していると考えられる。昨年度から学校カウンセラーが積極的に事案にかかわり、本年度は学校カウンセラーがチーム学校になくはない存在になりつつあることを評価したい。

「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、「問題が解決した割合を25%、好転した割合を40%とする」ことを目標としている。平成28年度の解決した割合は10.5%、好転した割合は34.7%であり、ほぼ目標を達成しているが、見直しが必要であると考えられる。また、スクールソーシャルワーカーの学校訪問回数、家庭訪問回数は7月時点でそれぞれ990回、725回となっている。困難な問題に対して積極的に関与し、関係機関とのケース会が140回ほど増加している。

以上の事業のおかげもあって、平成29年度児童生徒数は前年度比で29名減少している。不登校問題の解決は一朝一夕に行えるものではないが、高知市教育委員会は困難な問題にも倦むことなく真摯に取り組んでいる。この努力は評価に値すると思われる。以上の点から、担当課による評価は妥当なものであると考える。

- 全体としての方向性や取組内容・方法については間違っていない。
事業は定着しており成果も上がっていると考えられる。高知市では、報道機関で取り上

げられている中高生の自殺が発生していないのは、長らく取り組んできた人権尊重を基盤とした教育施策の成果であるといえるのではないか。

2 改善点等の提言

◆ 児童生徒等自立支援教室運営事業

- 様々な家庭背景や個人的な事情によって、学習への意欲を失ったり大人や社会に対する不信感を抱いたりしている児童生徒との人間関係づくりや学習支援は非常な努力を要すると考える。しかし、個々へのきめ細かなケアリングや、粘り強い学習支援によって改善傾向の事例も報告されている。

学校復帰やそれぞれの将来への希望を持たせるためには、自立支援教室だけではなく、学校（管理職、学級担任、SSW等）や他の関係機関（福祉部局、児童相談所など）との連携を強化する必要がある。

◆ 学校カウンセラー推進事業

- 学校カウンセラーの配置拡充はなによりもまず必要であると考えられるので、引き続き財政的な支援をお願いしたい。
- 昨年度に比べ学校への配置時間を増やすなど、予算を獲得して部分的には事業に厚みを持たせたところがみられるが、まだまだ十分であるとはいえない。学校での需要も益々高くなるとの予測もあり、児童生徒や保護者、学校が学校カウンセラーを活用しやすい体制の構築をする必要がある。引き続き、予算獲得の努力をしてもらいたい。
- 現在、若い臨床心理士も増えており、学校カウンセラーの質向上のための研修は欠かせない。点検・評価総括表にもあるように、学校が学校カウンセラーにどのような役割を与えるかが重要である。そのため、学校カウンセラーを的確にコーディネートできた好事例を学校に提供することが重要であるが、臨床心理士などの学校カウンセラーには、学校という文脈で、どのような相談ができるかに焦点化した研修を行ってもらいたい。

◆ スクールソーシャルワーカー活用事業

- 学校区によって地域の状況や家庭状況が異なるため、SSWの活用（必要度）にばらつきがみられるのは当然のことで、大きな課題と捉えなくてもよいのではないかと考える。ただ、必要度が低いからといって、SSWに対する認識にばらつきがあるという状況は好ましいものではない。校長会等で、教職員へのSSWに関する周知について徹底を図る必要がある。
- スクールソーシャルワーカーが扱う事例はどれも困難なものばかりで解決に至るにはたいへんな苦労があると思うが、昨年度の解決率は10.5%であり、一昨年から10%程度減少している。

問題の解決に至るあるいは至らないのはなぜかについての分析をスクールソーシャルワーカー担当者に行ってもらい、連絡協議会でスクールソーシャルワーカーの方々に共有していただきたい。

また、学校カウンセラー活用事業のところでも述べたが、学校という文脈で、どのような活動ができるかについて焦点化した研修を行ってほしい。

特別支援教育の充実

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市教育委員会は教育振興基本計画のなかに「夢・希望・志をもって社会を生き抜く人づくり」という基本目標のもと、特別なニーズに対応した教育を推進している。

この基本目標を実現するために行われている「特別支援教育の充実に係る取組」という事業は、近年制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく、「合理的配慮」を具体的に実現し、欧米でスタンダードとなりつつあるインクルーシブ教育のためのシステムを構築しようとする、志の高い取組である。また、本事業は、本報告書1の学力向上対策にも通じる重要な取組である。

本事業で目指している「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の充実、ならびにこれらの計画に基づいた教育支援の実施は順調に成果を上げていると考えられる。

「個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成を、小学校では90%、中学校では85%以上作成する」という目標は、平成28年度12月時点で小学校86.3%、中学校で77.7%であり、特に中学校は前年同月の作成率41.6%から大幅に改善されている点を高く評価したい。

「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成には保護者の同意も必要であり、たいへん時間と労力がかかるので目標達成にはさらなる努力が必要であるが、折れることなくチャレンジしていただきたい。

また、「自閉症・情緒障害特別支援学級担任を対象とした悉皆研修のアウトカム評価を85%にする」という目標は、「自閉症・情緒障害特別支援学級担任を対象とした悉皆研修」に参加した担任教員の99%がASD（自閉症スペクトラム障害）の特性に応じた手立てを活用したいと回答し、大幅に目標を超えている。このことは非常に有用な研究を悉皆で行ったことを意味している。今後も現場に必要な研修を行うことを期待している。

以上の点から、担当課による評価は妥当だと考えるが、後者の点を考慮すればA評価でもいいのではないかと考える。

- 高知市では、特別支援教育には以前からその重要性を認識したうえで、各小中学校に特別支援学級を設置し、居住している校区の学校に通学できるシステムを構築してきた経緯があり、これからもその体制はできる限り維持してほしいと思う。
- 特別な支援が必要な児童生徒の数の割合が、この10年間で2倍を超えている。

これは、発達障害に関して科学的な研究が進んだ事と合わせて障害そのものの認知が広がってきたものであろう。そういった意味では、重点的にこのことに取り組むこ

とは、非常に意義のあることである。

2 改善点等の提言

- 目標では、発達障害の診断、判断のある児童生徒に対しては、①「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を、小学校等で90%、中学校等で85%以上作成し、②それに基づいた指導・支援を実施する、という二つが掲げられている。

計画を立てることなく指導・支援を行うことは、好ましい児童生徒の成長につながらないので、初年度の現段階では形を整え条件を整備することに力を入れていくという方向性は間違っていないように思う。できるだけ早い時期に100%達成するよう取組を進めてもらいたい。

最終の目標は、計画に基づいた適切な指導・支援を行うことであることを忘れてはならない。

- 「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成率の向上については、あと一步のところであるが、作成には保護者の同意も必要であり、丁寧な対応に心がけていただきたい。

重要な問題は、総括表の「取組を進めるなかで出てきた課題」にもあるように、計画の内容および確実な実施である。計画された内容の質が問題である。支援あるいは指導計画は指導者の力量とも関係している。本事業でなされている研修をさらに充実させていただき、計画を実行できる教員の力量を高めていただきたい。

また、特別な教育支援を必要とする子供たちの状況も徐々にではあるが変化していると考え。計画を柔軟に見直しながら、確実に実行していただくためには支援会を充実することが必要であると考え。あるいは、支援会に出向かないでも、特別支援教育スーパーバイザーを使う等、支援あるいは指導計画が実行されているかどうかを確認するシステムをつくることはできないであろうか。

また、発達障害の可能性のある児童生徒の「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成は、本報告書1の学力向上対策にも通じる重要な取組である。特別支援教育で培ってきたノウハウを通常学級にも広げながら、個々の児童生徒のつまづきに対応できるようにするために、財務当局に事業化を働きかけていただきたい。

- 総括表の「改善策の検討」にもあるように、現在、特別支援教育をめぐる教育相談は多様化、そして増加している。

また、本県の児童精神医学の状況を見ると、発達障害の初診1年待ちという厳しい状況にある。高知市教育研究所も、就学相談のやり方などに工夫を凝らして、相談の多様化や増加に対応しているが、すべてに対応することができない状況にあると考える。こうした現状では、高知医療センターに発達障害の専門科をつくる、あるいはこども医療センターを作るといったような根本的な解決がなされるまで、保健事業との連携や臨床心理士の配置などで凌ぐしかない。

ぜひとも、相談業務多様化・多忙化へのサポートができるような人材の確保を財政当局にお願いしていただきたい。

- 現在の取組を進めてもらいたい。学校カウンセラーの活用についても考えていく必要がある。
- 研修の実施については、継続して実施してもらいたい。

各学校には、特別支援教育コーディネーターが配置されていると思う。このコーディネーターの有効活用について、校長会等で役割について例示するなどして、全教職員が特別支援教育の認識を深めることができるような働きかけが必要ではないか。特別支援教育学校コーディネーターの活動状況を把握しておくことも必要だと思う。
- 教育委員会では、次のようなことについて努力してもらいたい。
 - ・特別支援教育担当指導主事（教育研究所）の増員（発達障害等の早期発見と早期対応の意味から『こども未来部』（保育幼稚園課）に教員を出向させることも考えてみてはどうか）
 - ・臨床心理士の配置（こども未来部とも連携して）
 - ・発達障害等の診断ができる医師の養成や病院への配置要請を高知県医師会に、また、県の機関（児童相談所や療育福祉センター、医療センターなど）に医師を含む専門家を配置するよう県教育委員会へ引き続き要望する。

■ おわりに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価は、平成20年度からスタートし、本年度で10年目となりました。

本年度点検・評価対象とした3項目につきましては、事務の在り方や今後の方向性について検討・分析し、さらに、点検・評価委員から貴重なご意見をいただきながら、本年度も点検・評価を行うことができました。

この3項目につきましては、それぞれP D C Aの業務サイクルに沿った取組が進められているものと考えております。

今後も、事業の目的に沿った取組を進めてまいります。

また、点検・評価が、学校現場の教職員や教育委員会事務局・教育機関の職員の意欲の向上につながり、そして子どもや保護者の方々にも納得いただける評価となるよう、引き続き評価の在り方について検討してまいりたいと考えております。

平成29年度教育委員会の
事務の管理及び執行の状況の

点検及び評価結果報告書

////////////////////////////////////

発行年月	平成29年12月
発行	高知市教育委員会
編集	高知市教育委員会 教育政策課
〒780-8571	高知市鷹匠町二丁目1番43号
電話番号	(088) 823 - 9478 (直通)

////////////////////////////////////

平成29年度教育委員会の
事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

高知市教育委員会